第三期決算公告

平成二十八年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

資産の部計　二五、〇五七、七九三

負債及び正味財産の部

負債の部

負債の部計　二五、〇五七、七九三

正味財産の部

正味財産の部計　二五、〇五七、七九三

負債及び正味財産の部計　二五、〇五七、七九三

平成二十八年八月二十三日

鹿児島市東坂元四丁目二八番一一号

公益社団法人鹿児島県診療放射線技師会

代表理事　松本　俊也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県大田原市山の手二丁目二〇二四番地、最後の住所栃木県大田原市富士見一丁目一六〇四番地六五　被相続人　亡　加藤　正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

栃木県大田原市末広一丁目一番三二号三浦ビル二階潮田賢治法律事務所

相続財産管理人　潮田　賢治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区浮間三丁目一番、最後の住所埼玉県所沢市東新井町七三三番地の一ビッグ武蔵野三〇一　被相続人　亡　中島　孝夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

埼玉県所沢市くすのき台一―一二―一内野ビル二階徳永法律事務所

相続財産管理人　弁護士　徳永　眞澄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県南佐久郡佐久穂町大字海瀬五八九四番地、最後の住所千葉市稲毛区穴川一丁目六番二八号西千葉ハイツ二〇八号　被相続人　亡　油井　宗雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

事務所千葉市中央区中央四丁目一七番三号袖ヶ浦ビル六階　佐野総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　瞳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区穴川二丁目三二〇番地、最後の住所千葉市緑区鎌取町二八一〇番地二三晴山苑　被相続人　亡　伊藤　愛子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目三番八号オーク千葉中央ビル七階　松本・山下綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山口　祐輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂六丁目八八二番地、最後の住所千葉県八街市朝日四一五番地三一　被相続人　亡　坂口　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

事務所千葉市中央区中央三丁目一八番三号千葉中央ビル六階　ベイサイド法律事務所

相続財産管理人　弁護士　下山　修司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区江原町三丁目一七番地、最後の住所東京都中野区江原町三丁目一七番一号　被相続人　亡　長谷川孝一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

東京都中央区日本橋茅場町三丁目一三番三号興和日本橋ビル二階倉持法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉持　政勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

所東京都杉並区堀ノ内二丁目一六番七―五〇一号パークハウス杉並方南町　被相続人　亡　塩谷　誠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

東京都豊島区西池袋五丁目一番六号第二矢島ビル五階宮本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　正行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区上原三丁目七番、最後の住所東京都渋谷区上原三丁目七番四号　被相続人　亡　松島　一和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所

相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区田中町四〇八番地、最後の住所新潟県新潟市中央区田中町四二七番地五　被相続人　亡　清水　孝祐

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地　市役所前ビル七階　齋藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齊藤　篤博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県松本市北深志一丁目一四四番地、最後の住所長野県松本市並柳三丁目一〇番二八号　被相続人　亡　窪谷　勝次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

事務所長野県松本市丸の内八番三号丸の内ビル　竹内永浩法律事務所

相続財産管理人　弁護士　竹内　永浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区東粉浜三丁目一八番地、最後の住所大阪府大阪市住吉区東粉浜三丁目一番一七号　被相続人　亡　荒木　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

産北浜ビル五〇一号室　相続財産管理人　久岡　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県松阪市松崎浦町七四〇番地一、最後の住所大阪府枚方市藤阪西町二番七―二〇一号　被相続人　亡　宮﨑　優

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動

大阪市中央区平野町二丁目二番一三号マルイト堺筋ビル三階　相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市生野区生野東三丁目九番地、最後の住所大阪市東住吉区湯里二丁目一一番二―三〇七号　被相続人　亡　浦山　安子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年八月二十三日

大阪府大阪市中央区高麗橋二丁目五番一〇号アイケイビル三階　密総合法律事務所

相続財産管理人　密　克行